

令和 8 年度青梅市会計年度任用職員募集案内

会計年度任用職員とは、任期のある非常勤の地方公務員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項による任用）です。市では令和 8 年 4 月から勤務する会計年度任用職員を募集します。

応募方法

（1）電子申請の場合

ホームページに記載の二次元コードまたはリンクから、申請フォームをご利用ください。

（2）郵送・直接持参の場合

職員課へ、以下の書類を郵送または直接持参ください。

1 令和 8 年度会計年度任用職員申込書

※補助職用と専門職用で様式が異なります。

2 資格証、免許証の写し（※別紙「令和 8 年度青梅市会計年度任用職員募集職種一覧」（以下、「別紙」という。）の応募要件欄に必要な資格が記載されている職種のみ）

※採用選考に当たり提出された申込書等の書類は返却いたしません。

郵 送 先
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1 青梅市総務部職員課人事研修係 宛

選考方法

項 目	内 容
名簿登録	職員課に必要書類を提出すると名簿に登録されます。 ※名簿の登録有効期限は、令和 9 年 3 月 31 日までです。
書類選考 （第 1 次選考）	「令和 8 年度会計年度任用職員申込書」にもとづき実施します。 ※書類選考の結果は、都度連絡しません。
面接等による選考 （第 2 次選考）	面接等を実施します。 ※日程は、担当課から別途ご案内いたします。

面接等（第 2 次選考）を実施した場合は、申込者全員に結果を通知します。なお、年度中、採用に至らない場合もありますのでご了承ください。

募集職種等

1 募集職種等

募集職種、報酬、勤務場所、仕事内容等については、「別紙」のとおりとなります。

2 登録資格

地方公務員法第16条の欠格条項に該当していないこと。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日の間で指定する期間
報酬等	「別紙」のとおり なお、支給要件を満たした場合に、通勤手当、時間外勤務手当（時間外の勤務が発生した場合）および賞与が支給されます。
社会保険・労働保険等	加入要件を満たした場合に社会保険・労働保険等に加入します。
休暇制度	任期に応じて、市の規則に基づき有給休暇等が付与されます。

その他

1 服務・人事評価

常勤職員と同様に、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限等が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。また、勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合には、再度任用されることもあります。

2 条件付採用期間

採用されると、採用日から1か月間は条件付採用期間となり、その間良好な成績で勤務をした場合に、正式採用となります。

問合せ先

- ・採用全般

総務部職員課人事研修係 TEL 0428-22-1111 内線 2471

- ・報酬、社会保険、休暇等

総務部職員課給与厚生係 TEL 0428-22-1111 内線 2475